

3川経労2078号
令和4年4月1日

川崎市勤労者福祉共済掛金滞納に関する事務取扱要領の改正について（通知）

川崎市勤労者福祉共済会員事業所各位

川崎市長

共済掛金が納期限までに納付されなかった場合に発生する遅延損害金につきまして、川崎市勤労者福祉共済掛金滞納に関する事務取扱要領の改正を行い、令和4年4月1日より、次のとおりの取り扱いとさせていただきますので、通知いたします。

（川崎市勤労者福祉共済掛金滞納に関する事務取扱要領改正内容）

- 8 遅延損害金は、川崎市勤労者福祉共済の会員事業所の月額共済掛金が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に民法第404条及び第419条第1項の規定による割合を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 9 遅延損害金の年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

※令和4年4月1日時点の民法第404条（法定利率）は年3%になります。3年毎に見直しが行われ、次の見直し時期は令和5年4月です。

川崎市経済労働局労働雇用部 勤労者福祉共済担当
電話：044-200-2275
FAX：044-200-3913
メール：28roudou@city.kawasaki.jp

(参考) 民法

(法定利率)

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

(金銭債務の特則)

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。